

# 前回受給者が引き続き請求する 場合の必要な書類

郵送又はお近くの支所へお持ちください

①戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書
②戦没者等の遺族の現況等についての申立書
③請求者の本人確認書類 ※下記参照
④請求者の戸籍謄本又は抄本 (R7.4.1 時点の内容のもの) 令和7年4月1日以降発行のもの

※その他戸籍や、申請書類等が必要となる場合があります。

※前回受給者以外の方が請求をされる方は、

市民生活課(089-948-6814)へお問い合わせください。

## ◆本人確認書類

- ① 官公庁から発行された顔写真入りのもの
  - ・マイナンバーカード・運転免許証・パスポート
  - ・身体障害者手帳 など
- ② 官公庁から発行された顔写真がないもの
  - ・介護保険証・年金手帳・年金証書
  - ・各種医療受給者証 など
  - ※氏名の他に、生年月日または住所が入ったもの
- ③ 氏名の他に、生年月日、住所または顔写真が入ったもの
  - ・預金通帳・診察券・社員証 など

①②③のうちいずれか 1つ のコピー